四(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道中川郡美深町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
美深町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
五(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
六(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道久遠郡せたな町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
七(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三千二百十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道樺戸郡月形町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
月形町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二(一)　所　北海道岩見沢市・樺戸郡月形町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
岩見沢市・月形町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三(一)　所　北海道岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに岩見沢市役所及び月形町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三千二百十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道爾志郡乙部町・瀬棚郡今金町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
乙部町・今金町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三千二百十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道磯谷郡蘭越町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
蘭越町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）